

(2) 交通不便地域指定解除について

元上公協第 号  
令和2年2月14日

北陸信越運輸局長 殿

氏名又は名称 上田市公共交通活性化協議会  
住 所 長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号  
代表者 氏名 会長 藤澤 純一 印

交通不便地域指定解除申請書

下記の地域について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表7の補助対象事業の基準口②(2)に該当するとして北陸信越運輸局長より交通不便地域の指定を受けておりましたが、以下の理由により指定を受ける必要が無くなったため、関係書類を添えて指定の解除を申請します。

記

1. 対象地域

長野県上田市富士山・古安曾地区（指定日：平成28年6月23日付け北信交交第61号）

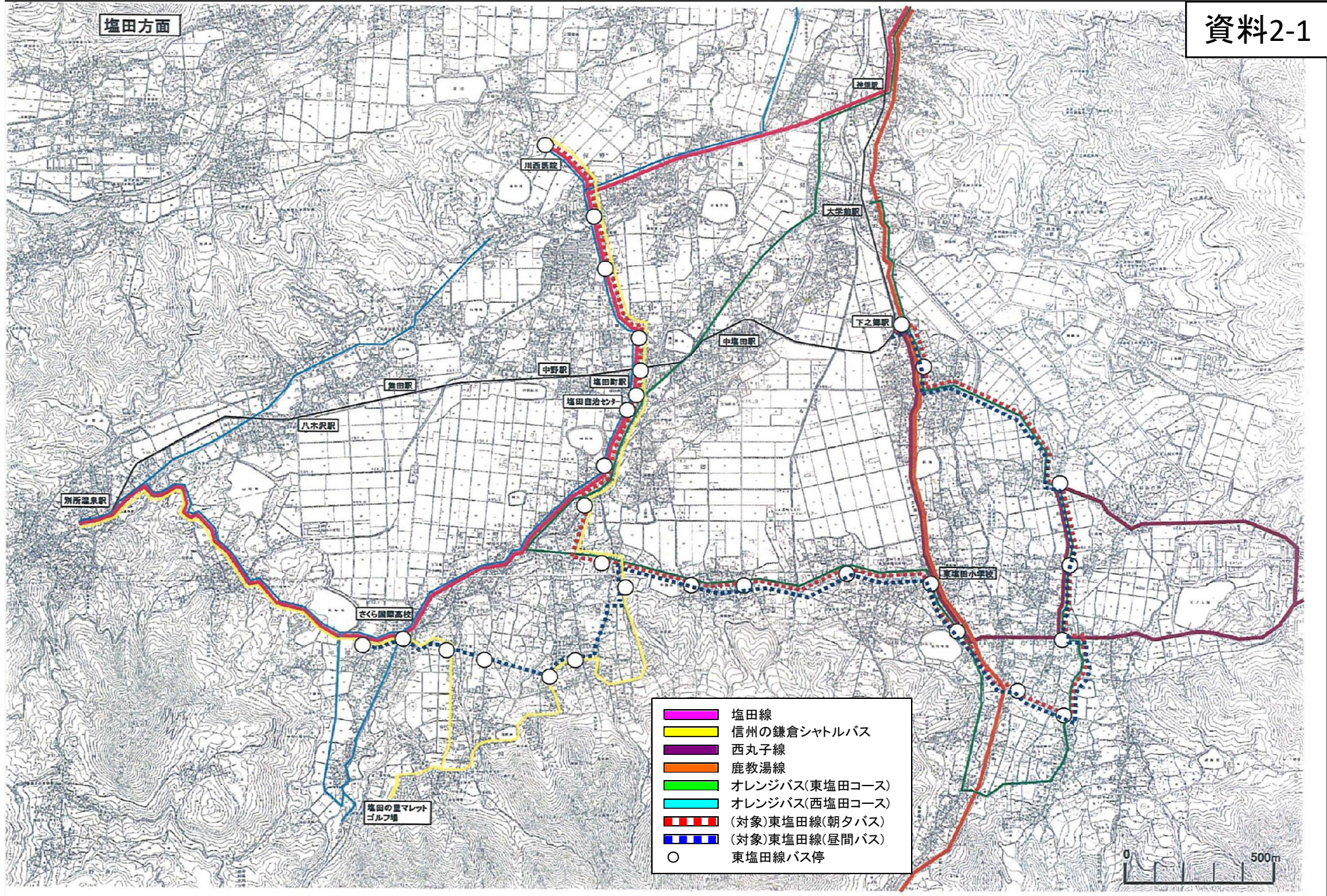
2. 申請理由

令和元年10月1日より東塩田線の運行が廃止となったため。

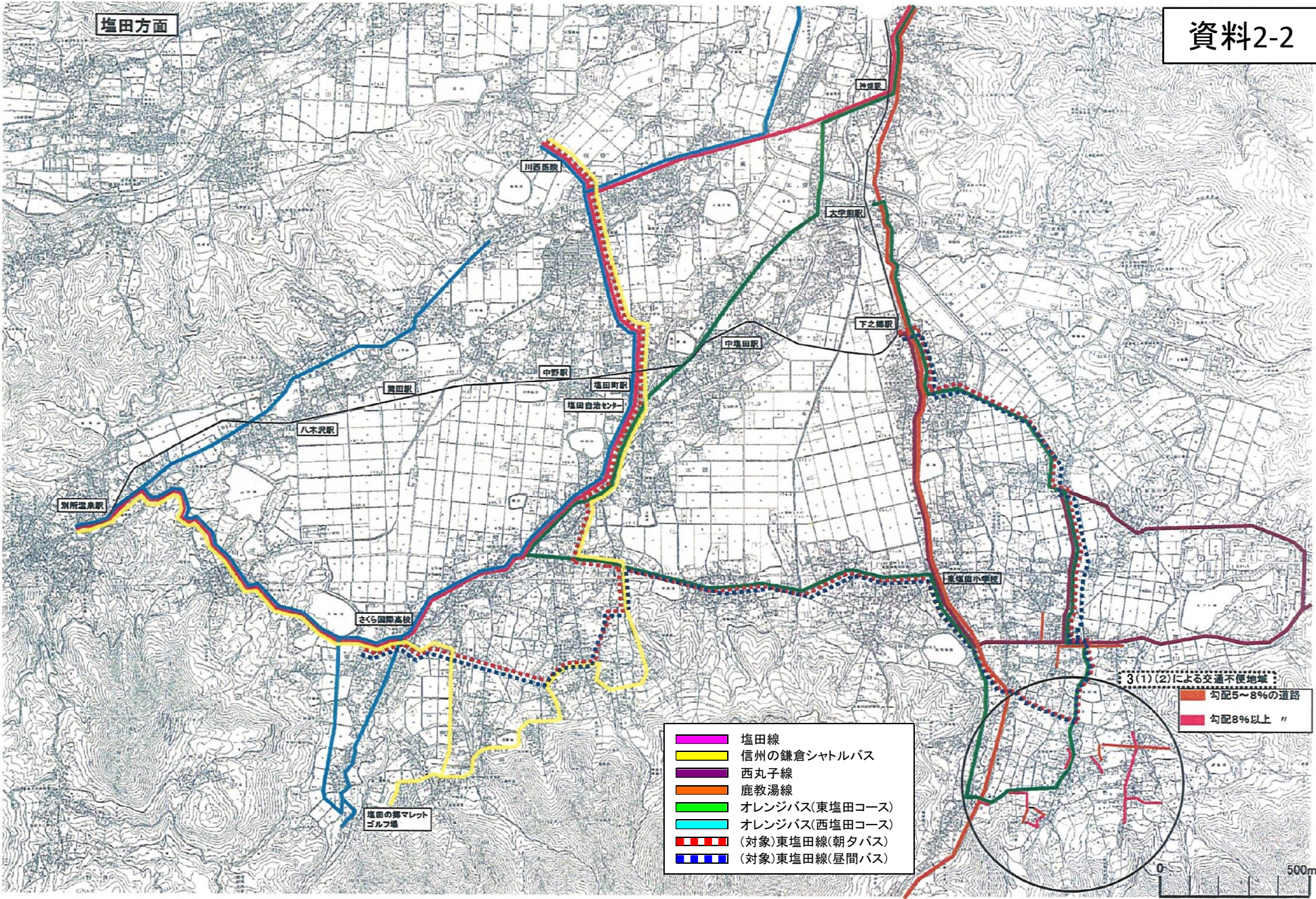
（添付書類）

- ① 指定解除対象地域の地図（バス路線、鉄道軌道駅との距離関係）・・・資料2-1、2-2、2-3
- ② 指定書（写）・・・資料2-4

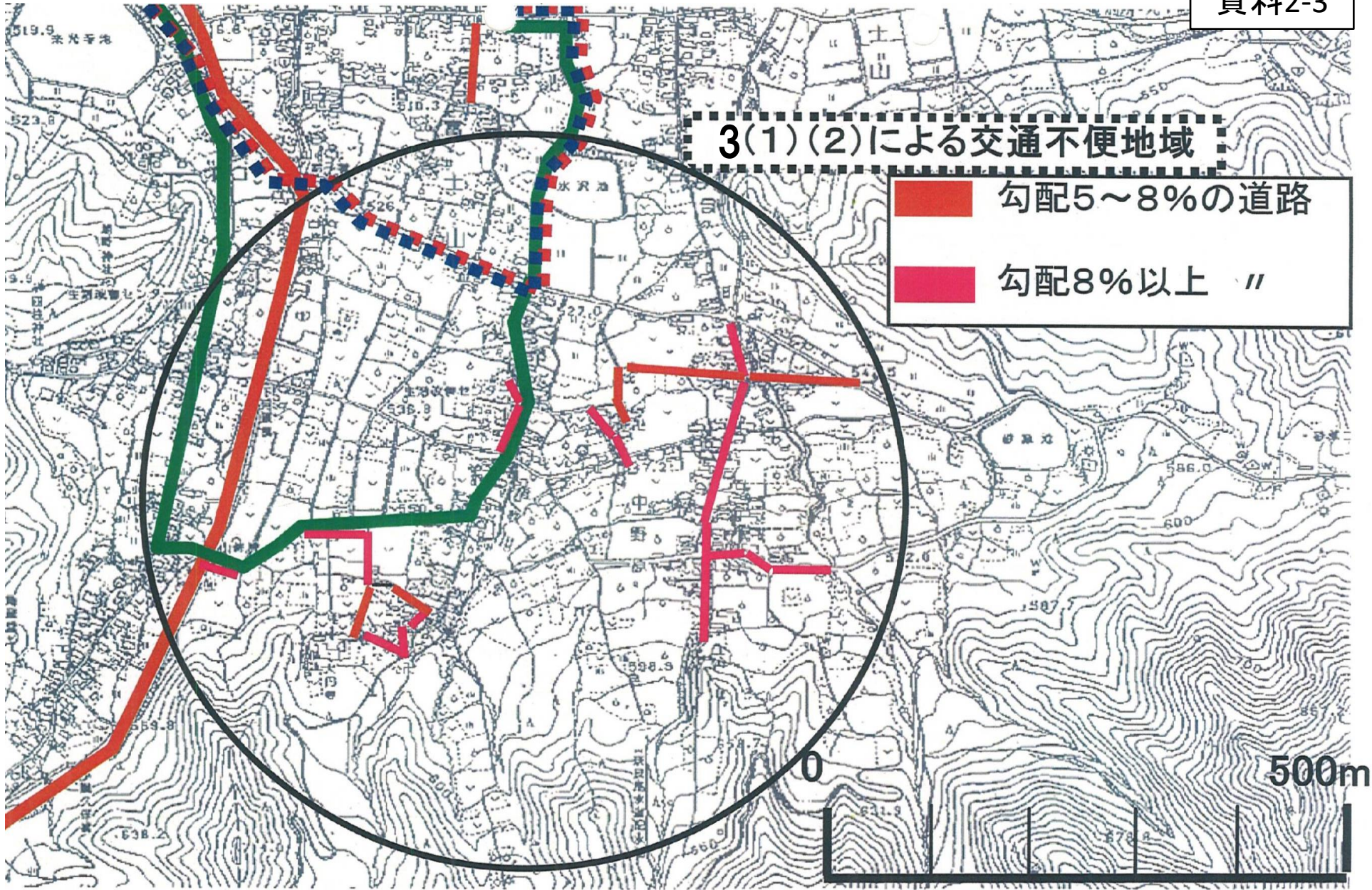
















北信交交第61号  
平成28年 6月23日

上田市公共交通活性化協議会  
会長 西入 直喜 殿

北陸信越運輸局長



交通不便地域の指定について

平成28年5月25日付け28上公協第2号で申請のあった地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表7（地域内フィーダー系統確保維持関係）の補助対象事業の基準口②（2）に基づく交通不便地域については、下記のとおり指定したので通知する。

記

（交通不便地域）

- ① 長野県上田市富士山地区
- ② 長野県上田市古安曾地区

※別添地図のとおり

以 上